

第5章 配慮書についての意見及び事業者の見解

5.1 住民意見の概要及び事業者の見解

「(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書」(令和4年9月、熊本県菊陽町)(以下「配慮書」という。)は、「熊本県環境影響評価条例」(平成12年6月21日条例第61号)(以下「県条例」という。)第4条の6の規定に基づき、令和4年9月2日(金)から令和4年10月3日(月)までの1ヶ月間縦覧に供した。

また、縦覧期間と同期間において意見書の受付を行った結果、環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

5.2 知事の意見及び事業者の見解

県条例第4条の5第1項の規定に基づき、熊本県知事の意見が令和4年11月22日(火)に述べられた。

配慮書についての知事の意見及び事業者の見解は以下に示すとおりである。

[全体事項]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	対象事業やその規模の必要性が不明確であるため、現在の市街化区域に加えて新たな市街化区域が必要な理由及び人口密度の算出根拠の記載を検討すること。	ご指摘の内容を踏まえて、方法書以降の図書において、事業の必要性と規模の必然性について分かりやすく記載します。

[大気環境]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	「大気質」及び「振動」について、方法書以降では適切に評価項目を選定し、環境影響について評価すること。	工事中及び供用時の大気質及び振動について、「熊本県環境影響評価技術指針」に従って調査、予測及び評価を行い、環境保全措置の検討を行います。その内容については方法書以降の図書で記載します。

〔大気環境〕〈騒音〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	騒音の調査にあたっては、事業実施区域から近い既存道路である県道熊本菊陽線の調査の検討を行うなど、事業実施予定地の騒音の実態が把握できる地点を選定すること。	騒音の調査にあたっては、具体的な事業計画を整理した上で、「熊本県環境影響評価技術指針」に従って、事業実施区域の騒音の実態が把握できる地点を選定します。その内容については、方法書以降の図書で記載します。
(2)	今後、事業実施想定区域周辺への半導体関連企業の進出や菊陽空港線の延伸などにより、交通量の増加やそれに伴う騒音の影響が見込まれるため、現地調査の結果のみならず、将来の交通量も含め予測、評価を行うこと。	騒音の予測及び評価にあたっては、将来の交通量を可能な限り予測に反映することし、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。その内容については、準備書以降の図書で記載します。

〔水環境〕〈水象〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	雨水の排除については水路が重要になるため、調整池等による流量調整を踏まえ、十分な流下能力があるのか検討すること。 なお、検討にあたっては、事業実施想定区域から河川までの間の農地の存在も考慮すること。	雨水の排除の計画検討にあたっては、ご指摘の内容を踏まえて整理し、水象の調査、予測及び評価の結果に反映します。その内容は準備書以降の図書において記載します。

〔水環境〕〈地下水〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	事業実施想定区域は、熊本県地下水保全条例に基づく重点地域であり、重要な地下水かん養域に相当する。 方法書以降の手続きにおいては、土地の改変による地下水面への直接的な影響だけでなく、地下水かん養量への影響についても予測及び評価を行うこと。 なお、当該予測及び評価にあたっては、土地利用の割合の変化、事業による地下水のかん養量の変化の数値化、白川中流域水田を活用した地下水かん養事業の実施状況の図示など、事業内容や事業実施に伴う変化を考慮すること。	具体的な事業計画を整理した上で、地下水かん養量への影響について、ご指摘の内容を踏まえた予測及び評価を行います。その内容については準備書以降の図書で記載します。

〔動物・植物・生態系〕

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	事業実施想定区域及びその周辺には、動植物の重要な種が生息する可能性があるため、必要に応じて専門家の意見を踏まえた調査等を計画すること。	動植物について、「熊本県環境影響評価技術指針」に従い、必要に応じて専門家の意見を踏まえて、調査、予測及び評価を行います。その内容については準備書以降の図書で記載します。

〔動物・植物・生態系〕〈植物〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	参考文献から得られる情報は古く、実際の植物の生育状況と一致していない可能性が高いため、希少な植物が確認できるよう丹念な調査を計画すること。	植物について、「熊本県環境影響評価技術指針」に従い、必要に応じて専門家の意見を踏まえて、調査、予測及び評価を行います。その内容については準備書以降の図書で記載します。

〔動物・植物・生態系〕〈生態系〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	事業実施想定区域内の小河川や水路は生態系の保全に重要な役割を果たすため、小河川等内の動植物が適切に確認できるよう調査を計画すること。	小河川や水路に生息・生育する動植物について、「熊本県環境影響評価技術指針」に従い、必要に応じて専門家の意見を踏まえて、調査、予測及び評価を行います。その内容については準備書以降の図書で記載します。

〔景観・人と自然との触れ合い活動の場〕〈景観〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	事業実施想定区域における土地利用の具体的な計画や想定される構造物を含めて景観の予測等を行う必要がないか検討すること。	景観については、具体的な事業計画を整理した上で、「熊本県環境影響評価技術指針」に従い、適切に調査、予測及び評価を行います。その内容については準備書以降の図書で記載します。

〔景観・人と自然との触れ合い活動の場〕〈文化財〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	地上にある文化財については、現地にそのまま残すよう配慮すること。	事業実施区域の地上の文化財については、計画策定時に菊陽町教育委員会と協議を行い、可能な限りその保存に努めます。
(2)	事業実施想定区域内では、埋蔵文化財について十分な調査が行われていないことが想定されるため、文化庁の指針等に基づいた事前の試掘調査による埋蔵文化財の把握及び計画的かつ丁寧な調査を検討すること。	事業実施区域における埋蔵文化財の包蔵の可能性について、菊陽町教育委員会と協議を行い、必要な対策を講じます。

〔その他〕〈交通安全〉

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	道路構造等の検討にあたっては、騒音だけでなく、高架を設けるなど交通安全についても配慮すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、ご指摘の内容も踏まえて整理し、方法書手続き以降の図書で記載します。